

## 選挙管理委員会細則

平成 23(2011)年 11 月 12 日 理事会制定

(総則)

第 1 条 一般社団法人日本医学物理学会の代議員選挙及び理事・監事選挙に必要な業務を行う選挙管理委員会に関しては、定款による以外は、この細則による。

(委員会の構成)

第 2 条 代議員選挙及び理事・監事選挙を行うにあたり、選挙管理委員会を設けるものとする。

- 2 選挙管理委員会は、正会員の中から理事会が指名した5名以上の委員で構成する。
- 3 選挙管理委員長は、委員の互選により選出する。

(理事及び監事の兼務の禁止)

第 3 条 理事及び監事は、選挙管理委員を兼ねることができない。

- 2 選挙管理委員が理事又は監事に立候補した場合は、委員を辞し、直ちに欠員を補充する。

(理事会からの独立性)

第 4 条 選挙管理委員会は、理事会から独立して運営されるものとする。

(委員の任期)

第 5 条 選挙管理委員の任期は、指名の日から当該選挙の終了の日までとする。ただし、代議員選挙に引き続いて理事・監事選挙が行われる場合は、理事・監事選挙の終了の日までとする。

(補則)

第 6 条 この細則の改正は、理事会の決議により行われる。